

# 準備はお早めに確定申告

平成28年分所得の確定申告相談を次の日程で実施します。

申告期限は3月15日(水)ですが、期限間近になると大変混雑し、長時間お待ちいただくこともありますので、可能な限り次の地域指定日を利用してください。

## 平成28年分 申告相談日程表

月日	曜日	対象地域	受付時間	会場
2月	16日	木	午前9時30分～午後3時	役場大会議室
	17日	金		
	20日	月		
	21日	火		
	22日	水	午前10時～正午	久著呂農村環境改善センター
	23日	木	午前9時30分～午後2時	磯分内酪農センター
	24日	金	午前9時30分～正午	
	27日	月	午前9時30分～午後2時	虹別酪農センター
	28日	火	午前9時30分～正午	茶安別公民館
3月	1日	水	午前9時30分～午後2時	阿歴内公民館
	2日	木		
	3日	金	午前9時30分～午後2時	塘路住民センター
	6日	月	午前10～11時	駒ヶ丘荘
	7日	火	午前9時30分～午後2時	役場大会議室
	8日	水		
	9日	木		
	10日	金		
	13日	月	午前9時30分～午後3時	役場大会議室
	14日	火		
	15日	水		

平成28年分の所得税について、確定申告が必要なのか、還付申告で納め過ぎた税金が戻る可能性があるのか、下記の例で確認しましょう。分からないことがある場合は、申告相談を利用してください。

### 確定申告が必要な例

- ・給与の収入金額が2千万円を超えている方
- ・給与を1カ所からもらっている方で、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超えている方
- ・給与を2カ所以上からもらっている方で、年末調整されていない給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が、20万円を超えている方
- ・同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払いを受けている方
- ・公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた結果、残額がある方

### 還付申告で税金が戻る可能性のある例

- ・年の途中で退職した後に就職しなかった方で、給与所得の年末調整をされていない方
- ・予定納税をしている方で、確定申告の必要がない方
- ・給与所得者で医療費控除などの所得控除、税額控除のある方
- ・所得が公的年金等に係る雑所得のみの方で、医療費控除や社会保険料控除などを受けられる方
- ・災害などに遭い、住宅や家財などに損失があった方

※上記以外にも確定申告が必要となる場合や、還付申告で納め過ぎた税金が戻る場合があります。

## ■放っておくと損、還付申告もお忘れなく

季節雇用で働いている方など、年の途中で退職し、年末調整をされていない方は、確定申告をすることで、給料から天引きされたままの所得税が戻ってくる場合があります。

また、年末調整が済んでいても、次に該当する場合は所得税が戻ってくる場合があります。

- 住宅ローンなどを利用してマイホームの取得や増改築をした場合
  - 病気やけがのため支払った医療費から保険、助成金、医療費還元などで補われた額を差し引いた残額が、10万円または所得の5%相当額のいずれか少ない額を超えた場合
- ※この医療費には公共交通機関で通院した場合の交通費も含まれます。ただし、自家用車で通院した場合は交通費として認められません。
- 年末調整で必要な控除が漏れていた場合

## ■寄附金・義援金を支払った方へ

個人の方が2千円以上の寄附金・義援金を支出した場合、寄附金控除の対象となることがあります。確定申告を行う際は、寄附をした自治体などが発行する寄附の証明書・受領書や、専用振込用紙の払込控（受領書）が必要です。

## ■農業所得のある方へ

酪農経営の収支計算書、成牛の減価償却早見表などは12月下旬に発送していますが、届いていない方は問い合わせください。

## ■事業主の方へ

給与支払報告書などの法定調書および償却資産の申告書を提出していない方は、至急提出してください。なお、事業者など法定調書の提出義務のある方が、法定調書に記載するために従業員からマイナンバーの提供を受ける際は、その事業主が本人確認を行う必要があります。

**提出期限 1月31日(火)**

## ■障害者控除について

障害者手帳をお持ちの方は、確定申告時に提示をすることで障害者控除を受けることができます。また、障害者手帳をお持ちでない方でも、障害者手帳を持っていると同等と認められる場合には、認定申請により控除が受けられます。（例えば、介護保険の要介護認定を受けており一定の基準に該当する方など）手続きや基準については問い合わせください。

## ■復興特別所得税について

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生じる所得には、所得税と併せて復興特別所得税が課税されます。復興特別所得税の税率は所得税額の2.1%となります。

## マイナンバーの記載と本人確認が必要になります

平成28年分以降、確定申告書などの書類にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要になります。マイナンバーが記載された書類を提出する際は、なりすましなどを防止するため、税務署や市町村で厳格な本人確認手続きが行われます。

本人確認には「番号確認」と「身元確認」の二重のチェックが行われます。「マイナンバーカード」または「マイナンバーが書かれた書類と、写真付き身分証明書」での確認を原則とし、具体的には「マイナンバーカード」「通知カードと運転免許証」「マイナンバーが記載された住民票の写しと、運転免許証」などが必要になります。また、町の申告相談では、税務署での本人確認の手続きに使用するため、マイナンバーカードなどの写しを提出してください。

## 問い合わせ

- 申告相談に関すること／役場税務課税務係（1階⑨番窓口 ☎485-2111内線154）
- 事業所得・確定申告のマイナンバーに関すること／釧路税務署（☎0154-31-5100）
- 障害者控除の手続きに関すること／役場保健福祉課社会福祉係（1階④番窓口 ☎485-2111内線132）